第7章 自立したまちづくり

7-1 協働のまちづくり

1 まちづくりの推進

[現状及び課題]

- ●自治会が主体となって地域における防犯や防災、環境美化や地域福祉等の 課題を解決するための地域づくり活動を行っていますが、人口減少・少子高 齢化は今後も続いていくことが予想され、担い手の確保が困難となってい ます。
- ●地域担当職員制度も定着し、町と地域で情報共有は図られていますが、今後 も協働によるまちづくりは積極的に行っていくとともに、自主的な地域活 動を支援し、地域コミュニティ活動や地域間交流の推進が求められます。
- ●今後は地域の雇用を支えるため、外国人労働者が増えていくことも予想され、外国人居住者が快適に町内で生活ができる環境づくりが求められます。
- ●人口減少問題はもはや地方だけの問題ではなく、国全体の問題として取組 むべき課題となっており、今後は外国人も含めた共生可能な人口確保対策 が求められます。
- ●各種団体、町との協働によるまちづくりの推進を進めていますが、さらなる情報共有や協力関係の構築及び多くの住民がまちづくりの担い手として参画することが今後も重要となります。また、人口減少対策としてスタートした「定住移住促進事業プロジェクト」は事業の効果や検証を行い、民間活力を生かし、さらなる推進が求められます。
- ●まちづくりに影響を及ぼす大型の公共施設、インフラ施設の適切な管理、あり方などを検証し、適正な配置が求められます。

[基本方向]

≪地域活動≫

○自らの地域を改めて見つめ直し、課題解決に向け積極かつ主体的に取り組む地域づくりをめざします。

≪協働≫

○個人・団体・事業者等さまざまな主体と行政が連動し、協働でまちづくりを 推進します。

≪人口確保≫

- ○外国人を含むあらゆる世代の町民が安心して住み続けることができる、またこのまちに住みたいと町外の方から思われるまちづくりをめざします。
- ○本町の魅力を最大限に発揮するとともに、情報発信を積極的に行い、町外からの移住を誘導して人口の確保を図ります。
- ≪公有財産の有効活用≫
- ○公有財産の有効活用による地域振興をめざします。

[具体施策]

- 1 地域活動の促進
- (1) 地域担当職員制度の推進
- (2) 地域の主体的な活動に対する支援の充実
- (3) 自治会活動の支援、行政と地域の連携強化
- 2 協働の推進
- (1) まちづくりへの町民参画の機会拡充
- (2) まちづくりを担う人材の育成、団体の育成・支援
- (3) 協働によるまちづくりの推進
 - ア まちづくり基本条例等の制定検討
 - イ 自主的なまちづくり事業等への支援
- (4) 広報広聴と連動したまちづくりの推進
- 3 人口確保対策
- (1)総合的な施策の推進
 - ア 総合計画・総合戦略の着実な推進
 - (ア) 庁内連携による施策の推進
- (2) 戦略的な定住移住施策の展開
 - ア 地域資源や町の強みを活かした移住者の誘導
 - イ 広域連携等の推進
 - ウ 多文化共生に係る各種施策・体制構築の推進
- 4 公有財産の有効活用
- (1) 少子高齢化の進展、人口減少、社会経済情勢、老朽化等による施設の 建替え、集約等の推進
- (2) 民間活力の導入による新たな事業の創出
- (3) 新たなニーズに対応した施設機能の充実

2 広報広聴の充実

「現状及び課題〕

- ●毎月 1 回の広報誌の発行や、情報化社会に伴いインターネットを活用したホームページやフェイスブックによる情報発信のほか、町政事務委託事業や情報メディアへの積極的な情報提供を行い、広く町内外に広報活動を行っています。
- ●「開かれた行政との協働のまちづくり」を推進するため町政懇談会を年1回 実施し、町の取組みや各種事業の方向性などについて情報提供を行い、地域 の課題などの意見交換に努めています。
- ●町民の声が生かされる分りやすく公平・公正な町政を推進していくためには広報と広聴が互いに連動し、町民と行政との双方向間でスムーズに情報を伝達させ、町民がまちづくりへ積極的に参画する仕組みづくりが求められます。

「基本方向〕

- ○町民のニーズを踏まえた広報活動に努め、協働のまちづくりに欠かすこと のできない情報発信と情報の共有化をめざします。
- ○情報の共有により、町民の要望やアイディアなどがまちづくりに反映される広聴機能のさらなる充実をめざします。
- ○町の主要な施策や町民の事績等を対外的に PR し、町全体を積極的に盛り上げるまちづくりをめざします。

[具体施策]

- 1 広報活動の充実
- (1) 広報にいかっぷの充実
- (2) 高齢化に対応した広報の検討
- (3) 高度情報化に対応した広報の充実
- (4) 広報力の強化・充実
- (5) 屋外広告看板による町政及び事績等のPR強化
- 2 広聴機能の充実
- (1) 町政懇談会・意見交換会等の充実
- (2) 地域担当職員制度の推進

7-2 確かな行財政の確立

|1|| 行政運営の充実

「現状及び課題〕

- ●地方分権の推進に伴い地方の自律性が高まるとともに、変動する地域経済や新たな行政課題、多様な住民ニーズへの対応が求められています。厳しい財政状況の中でも町民から信頼される行政運営を行うため、計画的かつ効率的に町民へサービスを提供できる体制づくりの推進が求められます。
- ●職員にはこれまで以上に地域情勢の変化や住民の視点に立った対応が求められるため、一人ひとりの能力向上が必要となります。
- ●行政情報化の推進に向けて情報通信技術の普及に対応した行政サービスの 展開が必要となっており、町民の利便性向上を主眼において業務の簡素化・ 効率化を図ることが求められます。
- ●地域担当職員制度を推進し、地域の課題発見・解決を迅速に行い、町民から 信頼される行政運営が求められます。

[基本方向]

- ○変動する社会環境や、新たに生じる様々な行政課題に対応した効果的かつ 効率的な行政サービスの提供を行います。
- ○町民から信頼される行政運営に取り組むとともに、地域の実情を早期に把握し、課題解決に向けて協働して取り組むことのできるまちづくりをめざします。

「具体施策〕

- 1 効率的な行政運営の推進
- (1) 効率性と安全性を重視した情報システムの活用整備
- (2) 職員定数の適正な管理
- (3)組織内を横断する業務連携の強化
- 2 町民から信頼される行政運営の推進
- (1) 新冠町人材育成方針による職員の人材育成
- (2) 人事評価制度の推進
- (3)職員研修事業の実施
- (4) 開かれた行政の推進
- (5) 地域担当職員制度の推進

2 財政運営の健全化

[現状及び課題]

≪財政運営≫

- ●本町の財政は、町税収入などの自主財源の占める割合は低く、地方交付税を はじめとする依存財源の占める割合が高いため、国や北海道の方針により 大きく影響を受けやすい財政構造になっています。
- ●異常気象による災害などの突発的な要因で基金残高は減少していることから、財政運営の弾力性が厳しくなっています。
- ●ここ数年においては町債発行の抑制に努めた結果、町債残高が減少し、実質 公債費比率についても減少していますが、町債はできる限り交付税算入率 の高い起債を選択する必要があります。

≪税務行政≫

- ●滞納税額及び滞納者数は年々減少しており、今後も引き続き現状の取組みを推進するとともに、新規未納者に対する早期の面談、納税計画の樹立、財産の差押えなど滞納処分の執行をより積極的に進める必要があります。
- ●滞納者の中には加齢により年金等の収入のみとなっている方もおり、憲法 に基づく最低限の生活を保障する観点と保有する財産等の調査を実施し、 納税資力の有無について判断を行い、適切に不納欠損処分を進める必要が あります。

「基本方向〕

≪財政運営≫

○財源の確保に最大限努力する一方、事務事業の必要性を検証し、真に必要な 分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分する事を基本とした財政運 営をめざします。

≪税務行政≫

- ○納税意識の高揚を図り、収納率の向上、滞納額の減少、税負担の公平化及び 納期内納付による安定した税収の確保をめざします。
- ○関係機関との連携による徴収体制の強化、充実を図ります。

[具体施策]

- 1 健全財政の推進
- (1) 中期的財政推計の策定
 - ア 人口動態、産業構造等を見据えた財政規模の設定
 - イ 町有施設の計画的な修繕、改修の実行
 - ウ 財政規模に応じた町債の発行
- (2) 個別事業財政シミュレーションの確立
- 2 収納対策の強化
- (1) 収納率向上対策
 - ア 口座振替納付の利用促進
 - イ コンビニ納税システムの利用促進
 - ウ キャッシュレス納付の検討
 - エ 地区移動納付窓口の開設
 - オ 文書催告による自主納付の促進と新規滞納者の発生抑制
 - カ 昼夜間の臨戸徴収及び面談による現状把握
 - キ 滞納者の生活実態等を踏まえた納税計画の策定
 - ク 差押等による滞納処分の強化
 - ケ 新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例の運用
 - コ 特別徴収義務者の拡大
- (2)関係機関との連携
 - ア 日高管内滞納整理機構への引継
 - イ 日高振興局との共同催告、共同徴収
 - ウ 税務署、近隣町との情報交換
 - エ 租税教育の推進

3 広域行政の推進

[現状及び課題]

●これまで当町においては、行政の効率化や効果的な事務事業の推進を図るため、介護保険やし尿・ごみ処理、消防に関することなどについて広域行政を活用してきました。しかし、今後の人口減少、少子高齢化といった社会構造の変化、複雑化する行政需要への対応など町の果たすべき役割は増大していくと考えられ、その一方で町の財政状況は厳しさを増し、将来にわたって住民サービスの維持を図っていくためには、町行政の枠を超えた広域行政についてより一層の推進が必要となっています。

[基本方向]

○社会情勢の変化や行政ニーズの多様化により、単一自治体では解決困難な 課題が生じていることから、地域住民の利便性向上や地域の活性化を図る ため広域行政の取組みを推進します。

「具体施策〕

- 1 広域行政の推進
- (1) 広域行政の相互協力体制の充実
- (2) 新たな広域的行政の可能性についての検討
- 2 広域連携の拡大
- (1) 広域行政圏以外の都市との事業連携
- (2) 企業や各種団体との事業連携